

## 監 査 報 告 書

学校法人東京キリスト教学園

理事会御中

評議員会御中

2016年5月10日

学校法人東京キリスト教学園

監事 橋山公

監事 長橋和彦

監事 稲原淑行

私たちは、東京キリスト教学園の監事として、私立学校法第37条第3項および学校法人東京キリスト教学園寄附行為第16条の規定に基づき、同学園の2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）における業務ならびに財産の状況について監査を行いました。

### 1 監査方法の概要

私たちは、理事会および評議員会に出席するほか、理事等から業務執行の報告を聴取し、かつ関係書類を閲覧して、業務ならびに財産の状況を調査しました。

財産状況については、独立監査人（長谷川恭昭公認会計士）から報告および説明を受け、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）等の監査を実施しました。

### 2 監査の結果

- (1) 監査の結果、私たちは上記の計算書類は、東京キリスト教学園の2016年3月31日現在の財産状況および同日をもって終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めました。
- (2) 学校法人の業務ならびに財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 2015年度は、大学評価（認証評価）の二度目の受審の結果、前回に続き大学基準への適合認定を受けました。教育・研究の更なる質向上とそのための環境整備に向け、対応を継続願います。決算は、好結果だった2014年度とは対照的でした。学生の確保また寄付金の募集を最重点課題とし、財政基盤の確立に向け、中・長期計画の検証と策定及び着実な実践が不可欠と考えます。

以 上